

II 計画の対象と役割

■ 計画の対象

建築基準法・建築士法の運用及びそれに係る施策の推進

■ 計画の役割

本計画は、特定行政庁をはじめとする建築行政の主体が自ら適正かつ効率的な法運用をマネジメントするための基本指針であり、本計画に基づく取組みについて分析・評価し、その結果を建築基準法・建築士法に係る日々の実務や現場の取組みにフィードバックさせることにより、建築行政の実効性の確保に資する。